

# **宮津市教育大綱**

## **(素案)**

**平成 27 年 10 月**  
**宮津市**

## 【策定の趣旨】

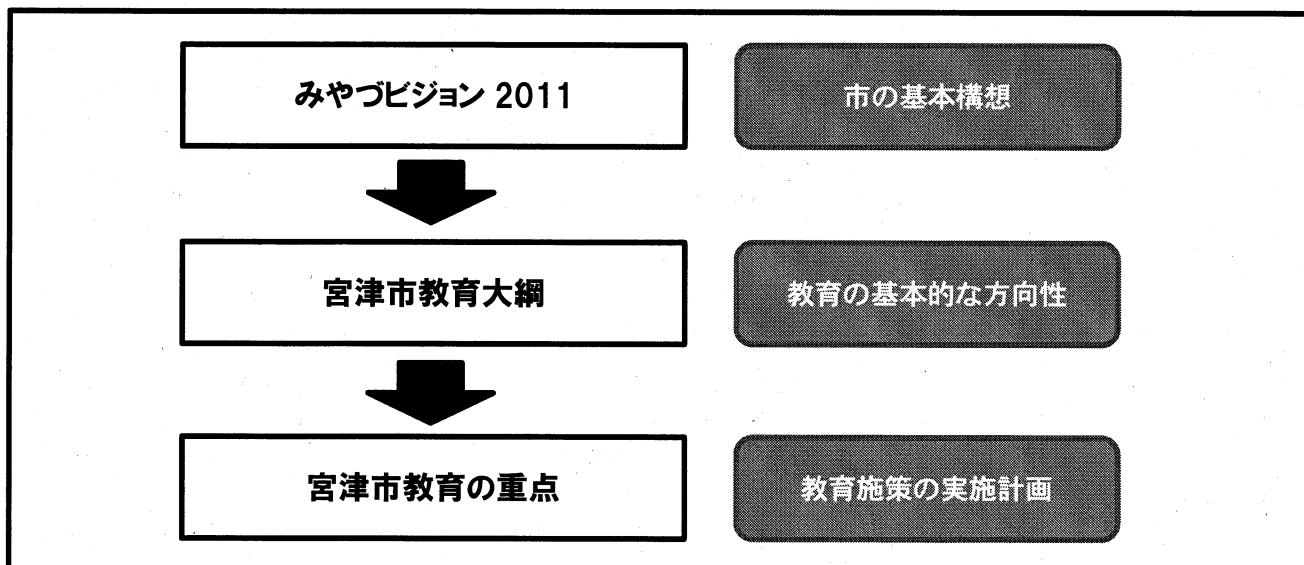
本市では、平成元年に『宮津市民憲章』を制定し、将来にわたる豊かなまちづくりに向けた市民の守るべき規範を示すとともに、平成23年に策定した『宮津ビジョン2011』の基本施策“教育の充実と人材育成”に基づき、様々な教育施策に取り組んできました。

国においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を平成27年4月に施行され、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

このため、本市における教育をより一層充実させるため、基本的な教育の方向性を示す指針となる『宮津市教育大綱』を策定することとしました。

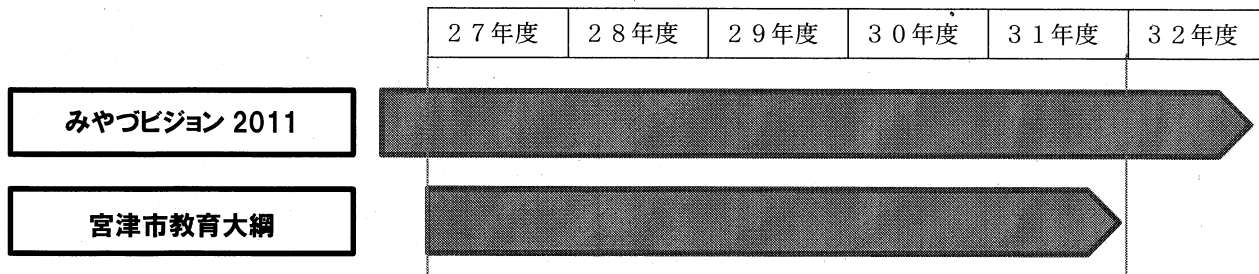
## 【大綱の位置づけ】

本大綱は、「みやづビジョン2011」（平成23年度～平成32年度）の市基本構想に基づき、教育の振興を図るうえでの基本的な方向性、目標を定めるものです。



## 【計画期間】

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



計画期間は、「みやづビジョン2011」の後半期となることと併せ、本大綱とも関連性の深い他計画（宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、宮津市子ども・子育て支援事業計画）の計画期間が平成27年度から平成31年度までの5年間としていること等を踏まえ、本大綱の計画期間は5年間とするものです。

## 【基本理念とめざす人間像】

### ◆基本理念

### 『教育のまち みやづ』～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～

本市は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史にはぐくまれ、すぐれた文化を継承するまちです。

明治初期(明治8年)には、自由民権運動に心を寄せる人々により天橋義塾が開かれるとともに、京都府下で2番目に古い公立幼稚園が発足するなど、歴史的にも先駆的な教育機関を育んだ、いわば教育のまちとしての風土を有しています。さらには、現在、市内に3校の特色ある高等学校が設置され、市内外から数多くの生徒が通学しています。

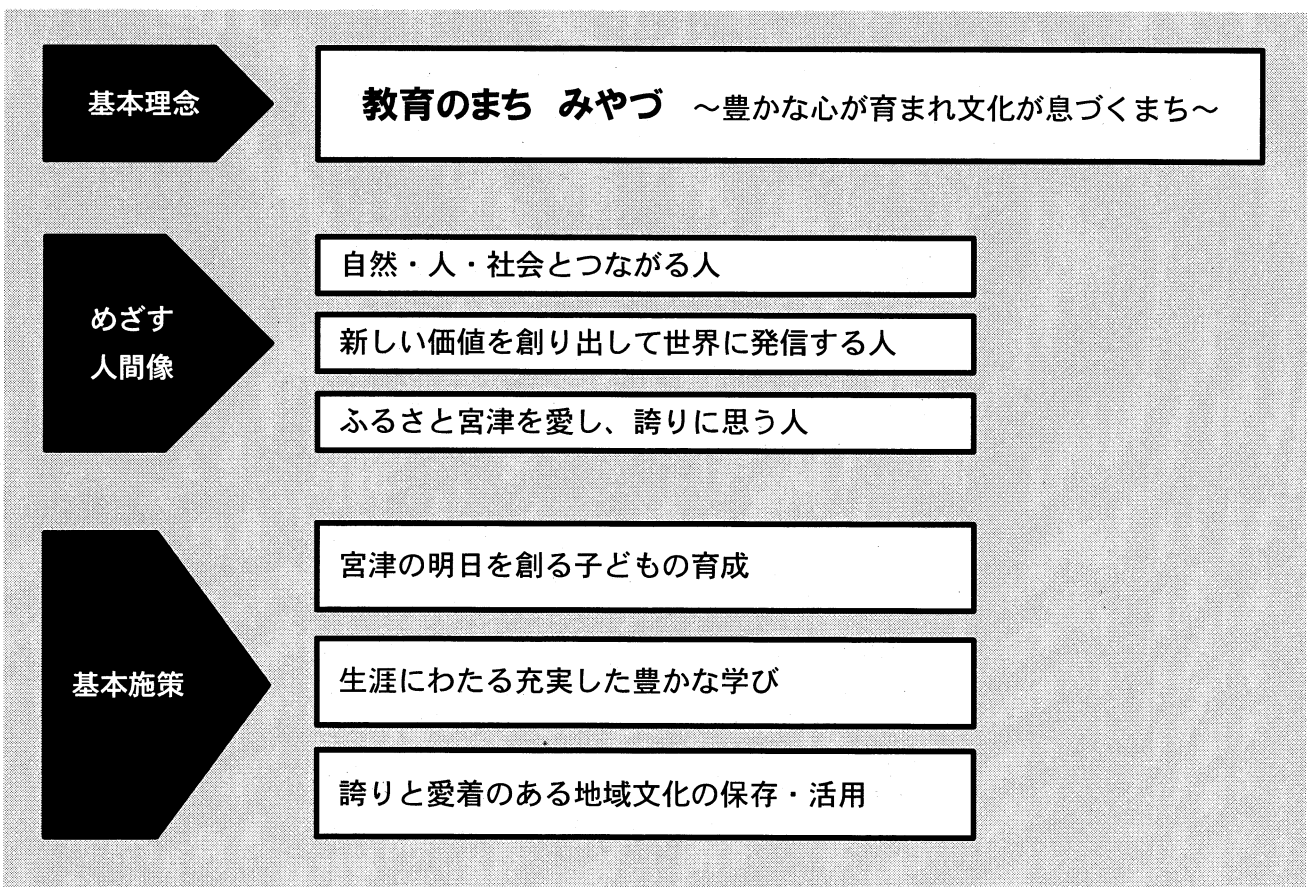
このように、先人からの知恵をつないできた当地域は、住民の誇りでもあり財産でもあります。

このため、地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたることを念頭に、“豊かな心が育まれ、文化が息づくまち”を目指すこととし、未来を担う子どもたちの安心で安全な教育現場をつくり、「生きる力」を育み、市民の文化・スポーツ活動を推進し、市民一人ひとりが自ら学び、成長を続ける生涯現役の風土づくりとなる『教育のまち みやづ』を基本理念とするものです。

### ◆めざす人間像

大綱策定にあたり、基本理念『教育のまち みやづ』の下、めざす人間像を次のとおりとします。

- 自然・人・社会とつながる人
- 新しい価値を創り出して世界に発信する人
- ふるさと宮津を愛し、誇りに思う人



## 【基本施策】

### 1 宮津の明日を創る子どもの育成

- (1) 就学前・学校における教育・保育の充実
  - ① 学びの基礎を育てる教育・保育の充実
  - ② 質の高い学力の充実・向上
  - ③ 心身ともに健やかな子どもの育成  
知・徳・体の調和がとれ「生きる力」を備えた子どもの育成  
人権意識、自尊感情の育成
  - ④ 特別支援教育の充実
  
- (3) 教育・保育施設環境の充実
  - ① 就学前の教育・保育環境の充実
  - ② 教育環境の整備・充実  
安全で良好な教育環境の整備
  - ③ 放課後児童クラブの充実

### 2 生涯にわたる充実した豊かな学び

- ① 生涯学習の充実
- ② 生涯スポーツの推進  
子どもスポーツの充実  
競技スポーツの充実
- ③ 社会教育施設の整備・充実  
図書館の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 人権教育、人権啓発の推進

### 3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用

- ① 文化・芸術活動の促進
- ② 文化財の保存と活用